

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 229

事務事業名	自立支援医療費給付事業(更生医療・育成医療)
-------	------------------------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	福祉保健部		
課名	障がい福祉課		
課長名	上新 康雄	内線	89-300
担当者名	池田 麗乃	内線	89-301

基本目標		健康でいきいきと暮らせるまち
政策	020301	障がい者が暮らしやすいまちづくり
施策		障がい者の自立支援の充実
関連施策		

会計	一般会計		
款	3	民生費	
項	1	社会福祉費	
目	1	社会福祉総務費	
事業コード	050204・050205	更生医療費・育成医療費	

事業類型	1	ソフト事業(義務)
個別計画	障がい者基本計画、障がい福祉計画	
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者) 誰(何)に対して事業を行うか	身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者(更生医療)、又は身体に障害のある18歳未満の者(育成医療)		
意図 対象をどのような状態にしたいか	身体障害者福祉法の規定による障害を有する障害者等に確実な医療を行い、日常生活能力、社会生活能力を回復又は向上させる。		
事業概要 意図を達成するために実施することは何か	身体の障害状態の除去・軽減を図るための効果的な医療の給付を行い、その医療に要する経費(診察・薬剤又は治療材料の支給・医学的処置、手術・居宅における療養上の管理、看護・移送)を支給する。		
事業期間	平成 18 年度 ~ 平成 年度	実施方法	直営
根拠法令、要綱等	障害者総合支援法・自立支援医療費(更生医療・育成医療)支給認定実施要綱・大村市障害者総合支援法施行細則		
国・県補助事業に係る本市単独施策	無		

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標	① 受給者数	計画値	400	465	479	506	更生医療(438人) 育成医療(68人)
		実績値	465	479	506		
	達成度	%	116.3%	103.0%	105.6%		
	②	計画値					
		実績値					
		達成度	%				
成果指標	① 受診者数	計画値	5,436	5,547	5,602	5,990	更生医療(5739人) 育成医療(251人)
		実績値	5,547	5,746	5,990		
	達成度	%	102.0%	103.6%	106.9%		
	②	計画値					
		実績値					
		達成度	%				

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	189,304	194,840	209,818	202,810	188,564	188,564	188,564	0
国庫支出金	93,558	97,420	104,909	101,405	94,281	94,281	94,281	
県支出金	46,779	48,710	52,454	50,702	47,140	47,140	47,140	
地方債								
その他								
一般財源	48,967	48,710	52,455	50,703	47,143	47,143	47,143	
② 人件費(千円)	4,983	1,965	2,424	4,401	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	0.57	0.25	0.33	0.57	自立支援医療費(更生・育成医療)の給付	同左	同左	
時間外勤務(時間)	199	10	20.75	100				
嘱託等人数(人)	0.03	0.03	0.03	0.03				
フルコスト(①+②千円)	194,287	196,805	212,242	207,211				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

事業の進捗状況 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	H27年度の受診件数:5,990件(更生医療:5,739件、育成医療:251件)と、更生医療費・育成医療費ともに年々増加傾向にある。
事業が抱える問題・課題等	

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
有効性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
	国の実施要綱に基づき実施しており、コストの削減の余地はない。						
	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	
国の実施要綱に基づき実施しており、負担割合の見直しの余地はない。							

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性
  現状維持

内容 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	法廷給付のため、現状維持とする。
効果 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
	意見等				内容	

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。